

答 申 第 1 号
令和8年4月28日

帯広市長 上野 庸介 様

帯広市行政不服審査会
会長 佐々木 涼太

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年1月8日付け帯収納第14148号で審査庁（帯広市長）から諮問のあった下記の件について、次のとおり答申する。

記

令和7年度 法人市民税・固定資産税の滞納に係る賃料債権の差押処分に対する審査請求

答 申

第1 当審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇が、令和7年6月10日に提起した、令和7年5月30日付けで帯広市長（以下「処分庁」という。）が実施した地方税法（以下「法」という。）の規定に基づく賃料債権の差押処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人の令和3年度、令和4年度及び令和6年度の法人市民税並びに令和2年度から令和6年度までの固定資産税（以下「本件各税等」という。）の未納について、それぞれ各納付期限を経過しても完納されなかったことから、審査請求人に対して、各督促状を発した。
- 2 令和6年2月15日、処分庁は、各督促状を発した日から起算して各10日を経過した日までに、審査請求人が本件各税等（令和6年度法人市民税及び令和6年度固定資産税を除く。）を完納しなかったため、審査請求人の〇〇〇〇に対して有する手数料債権を差し押え、当該処分に基づき、令和6年3月11日（令和6年4月分）から令和6年6月10日（同7月分）までの間、計4回滞納税額に配当した。
- 3 令和6年7月1日、処分庁は、同年6月24日に審査請求人が納付誓約書（令和6年7月から令和7年6月までの12回分割）を提出したことをもって、前項記載の差押を解除し、審査請求人に通知した。
- 4 令和6年8月10日、審査請求人は、前項の誓約に基づき、1回目の分割納付を行ったものの、2回目以降は未納となった。
- 5 令和7年5月30日、処分庁は、審査請求人が〇〇〇〇（以下「第三債務者」という。）に対して有する賃料債権を差押えることとし、第三債務者に対して債権差押通知書を送付し、翌5月31日に送達された。
- 6 令和7年6月10日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次の(1)から(4)のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1)（差押え開始後の）令和7年6月4日から6日、処分庁と協議したが、処分庁が話し合いに応じないことにより、審査請求人の営業ができなくなる。
- (2) 本件処分により、審査請求人の金融機関からの借り入れに係る条件変更について支障が生じている。
- (3) 処分庁は、審査請求人の生活や営業の状況について、正確に把握していない。

(4) 調停が成立すると、月 10 万円前後の収入が戻ることになり、全て解決できる。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人の滞納により、法令等の規定に基づき適法に本件処分を行ったものであるとして、本件審査請求の棄却を求めている。

なお、上記審査請求人の主張(1)から(4)に対しては、次のとおり弁明している。

- (1) 処分庁は、審査請求人と何度も面談を行ってきたところであり、審査請求人からの納付誓約書に基づく分割納付にも応じてきたものの、1 回目の納付以降は未納が続き、その後も滞納が解消されることはなかった。このような未納及び分割納付誓約の不履行の状況の下で、今後の自主納付による滞納解消は見込めないとの判断により、本件処分を行ったものである。
- (2) 差押処分にあたって、滞納者の金融機関からの借り入れを考慮する旨の法令等の規定はなく、また、差押処分後において、係る支障が生じていることが、国税徴収法第 79 条に規定する差押解除要件に当たることもない。
- (3) 本主張は、本件処分にあたり、審査請求人の生活や営業への影響を考慮していない、すなわち、差押財産の選択が適当ではなかった趣旨の主張と解するところ、この点、差押財産の選択については、審査請求人との複数回の面談を通じ、納付計画や経営の実態などについて確認をするなど、法令等の規定に基づいて行われた適法かつ妥当なものであった。
- (4) 未確定な条件に基づく主張であり、本件処分の解除を要するものでもない。

第 4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分に係る法令等の定め

ア 法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号において、市町村は、市町村民税及び固定資産税を課するものとされている。

イ 法第 331 条第 1 項第 1 号及び第 373 条第 1 項第 1 号において、市町村民税及び固定資産税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、当該税に係る地方公共団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている。

ウ 法第 331 条第 6 項及び第 373 条第 7 項において、市町村民税及び固定資産税に係る地方公共団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされている。

エ 国税徴収法第 62 条第 1 項において、債権の差押えは、第三債務者に対する債権

差押通知書の送達により行うとし、同条第3項において、この差押の効力は、その債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずるとされている。

オ 国税徴収法第66条において、継続的な収入に対する差押の効力は、徴収すべき額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶとされている。

カ 国税徴収法第47条において、法第331条第1項第1号及び第373条第1項第1号と同様に、差押の要件が定められている。

国税徴収法基本通達第47条関係17において、差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次のアからエに掲げる事項に十分留意して行うものとするとし、差し押さえるべき財産について滞納者の申し出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとされている。

(ア) 第三者の権利を害することが少ない財産であること。

(イ) 滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。

(ウ) 換価が容易な財産であること。

(エ) 保管又は引揚げに便利な財産であること。

キ 国税徴収法第79条において、徴収職員による、差押えの解除に係る義務的解除事由（納付、充当、更正の取消し、金銭的価値の喪失等）及び裁量的解除事由（一部の納付・充当、差押超過等）が定められている。

(2) 本件処分の適法性について

ア 法令上の要件該当性

処分庁は、審査請求人が本件各税等を納期限までに完納しなかったことから、各督促状を送付して納付を求めたが、各督促状を発した日から起算して10日を経過しても完納されなかった。

そのため、処分庁は、賃貸借契約に基づく審査請求人の賃料債権のうち、差押後に収入するものについて、本件第三債務者に対して債権差押通知書を送付し、差押処分を行った。

以上より、本件処分は、法令規定の要件を満たすものであり、違法又は不当な点は認められない。

イ 差押財産の選択について

審査請求人は、営業状況や借り入れへの影響等の事業継続の支障に係る事情により、本件処分の違法又は不当を主張するところ、この点、徴収職員が財産の差押えを行うに当たっては、法令上、その種類や順序について制限を設けた規定が置かれていないことから、差押財産の選択は、専ら徴収職員の合理的な裁量に委ねられていると解され、その選択が違法となるのは、社会通念に照らし著しく妥当を欠くような裁量権の逸脱、濫用がある場合に限られる（同旨東京高裁平成22年12月1日判決）。

これを本件処分についてみると、処分庁においては、差押財産の選択について、法令等の規定に基づき適法に行ったものであって、合理的な裁量を逸脱し又はこれを濫用したことを基礎づけるような事情は特段見当たらない。また、審査請求人より、差押財産の選択の違法性に係る具体的な主張及び立証もない。

以上より、審査請求人の主張は認められない。

(3) 差押えの解除について

審査請求人は、本件処分後の事情を理由に、本件処分の違法、不当を主張しているところ、この主張は、本件処分後の事情による差押えの解除を求める主張と推察される。

この点、差押えの解除は、差押処分後の事情を踏まえ、差押えを継続することの当否を判断して行われるものであり、本件処分の取消しを求める本件審査請求における違法性判断とは別個の問題である。

第5 調査審議の経過

令和8年1月8日 諮問書の受付（※審理員意見書及び事件記録の收受）

令和8年2月19日 調査審議

第6 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求に係る審理員の審理手続については、違法又は不当とする点は認められない。

2 法令等の定めについて

第4の2の(1)に記載のとおり認めるほか、次のクを加える。

ク 国税徴収法第75条から第78条までにおいて、一般の差押禁止財産、給与の差押禁止、社会保険制度に基づく給付の差押禁止、及び条件付差押禁止財産がそれぞれ定められている。

3 本件処分について

当審査会に顕れた関係資料に基づき、以下のとおり判断する。

(1) 法令上の要件該当性

処分庁は、第4の2の(1)アからオまでの規定に基づき、適正に処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(2) 差押財産の選択について

本件処分において差し押さえた賃料債権は、上記2のクに規定されている差押禁止財産のいずれにも当たらない。

また、本件処分は第4の2の(1)カのとおり徴収職員の裁量の下で行ったものであるところ、審理員意見書（第4の2の(2)イ）の記載のとおり、本件処分を違法又は不

当ならしめるような合理的裁量の逸脱又は濫用をうかがわせる事情は認められない。
また、審査請求人からも係る具体的な主張及び立証もない。

第7 結論

以上により、本件審査請求に理由がないものと認められるので、「第1 当審査会の結論」のとおり判断する。

帯広市行政不服審査会

会長 佐々木 涼太

委員 野原 香織

委員 佐藤 信祐